

【別紙1】

企画提案書作成要領

企画提案書は、「昭和村ウォーターPPP 事業導入可能性調査業務委託仕様書、以下『仕様書』とする。」の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。できるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に作成すること（専門用語を使用する際には、注釈をつけること。）。

また、仕様書や以下に示していない内容でも、本村にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

1. 企画提案書等の記載上の留意事項

- (1) 企画提案書は「2. 企画提案書の構成」に基づく章立てとすること。
- (2) 様式は原則として A4 判・上とじとし、文書は横書き、カラー印刷とする。
- (3) 企画提案書の本文は、3 ページ以内（表紙、裏表紙、目次等は除く。）にまとめ、各ページには、一連のページ番号を記載すること。
- (4) 文章を補完するために、写真、イラスト等などの使用は可とする。
- (5) 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。
なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

2. 企画提案書の構成

1	業務実施体制 (配置予定技術者の技術力)	本業務における実施体制（配置する予定技術者の保有資格及び同種業務の実務経験、本村での業務実績、本業務における役割等）を提示すること。 ※同種業務とは「官民連携事業に関する導入可能性調査業務」とする。
2	本業務に対する実施方針	本業務に対する基本的な考え方及び具体的な取組方針、業務実施手順、工程計画、工程管理上の留意事項について提示すること。
3	追加提案	本村が要求している以外に本村にとって有益な事項や PR したい事項があれば自由に提案すること。

3. 特に提案を求める事項

- (1) 対象とする事業（昭和村汚水処理事業、昭和村水道事業等）の状況を配慮した事業スキーム選定のための検討事項。
- (2) 対象とする事業の DX 化に資するために、本村が管理する台帳システムとの連携に関しての提案。

4. 企画提案書等の著作権等の取り扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。
- (2) 本村は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、昭和村情報公開条例（平成 12 年昭和村条例第 28 号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。